

ヴォルテールの上代フランス観

小林, 榮三郎

<https://doi.org/10.15017/2339196>

出版情報 : 史淵. 25, pp.95-129, 1941-03-31. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

ヴォルテールの上代フランス観

小林 榮 三 郎

- 一 人間性理念と國民的感情
- 二 フランク族及びカール大帝
- 三 ケルト人及びゴール人
- 四 汎ゴール主義とヴォルテール

一

昨年刊行された論叢「十七・八世紀フランス文學史展望」に、ジャン・ゲエノ (Jean Guéhenno) がヴォルテール論を寄せてゐるが、ここでは特にヴォルテールにおける人間性理念ユマニテのもつ史的意義が強調されてゐる。

「まことに我々は、その後我々いづれもが懐くやうになつた人間性の理念 (l'idée de l'humanité) が、彼の著書のうちに誕生し、育成されて行くのを見る。彼以前にはこの人間性といふ言葉が、これほど

廣い意味をもつことはなかつた。我々は常に我々の村落に、我々の村落の歴史にとらはれてゐた。ポシエはその世界史において世界を忘却し、その後この地上から姿を消した三つか四つの國民について語つたに過ぎぬ。ヴォルテールは、謂はゆる『ヨーロッパのむぐら塚』(les "tapinières européennes")を去つて、世界を認知し、全人類のもつ凡ゆる資格を集結する。到るところで同じ愚かしきこと、同じ罪深きことをし兼ねぬ人間が、また到るところで同じ完璧の状態に達する能力を具備してゐるのであつて、人間の叡智は、萬人のなし遂ぐる事業である。⁽¹⁷⁾

このゲエノの評言は些か過褒に失するかも知れないが、ヴォルテールが全人類・人間性・人間精神といふやうなものに重きを置いたことは、むしろ周知の事實である。従つてヴォルテールがコスモポリティスムの立場をとることも、既にひろく云はれてゐる通りである。例へばヴォルテール研究の一權威ランソンはその「フランス文學史」の中に、ヴォルテールの著「ルイ十四世の世紀」(Siècle de Louis XIV)が意圖するところのものは、「人間精神の歴史」(Histoire de l'esprit humain)にあらはれたことを強調してゐる。⁽¹⁸⁾同じランソンはその著「ヴォルテール」においても、歴史的勞作の隨處にあらはれる所謂ヴォルテール哲學の根本的傾向として、「無宗教、平和愛、自由寛容、贅澤趣味、市民的自負、公益理念、世界公民主義(cosmopolitisme)、文學愛好」を擧げてゐるが、更に「ルイ十四世の世紀」と「諸國民の習俗及び精神論」(Essai sur les moeurs et l'esprit des nations)とを比較して、次のやうに述べてゐる。「『ルイ十四世』においては遠景にあつた世界公民主義的な理念(idée cosmopolite)が、爰においては前

景に出て来る。選ばれたる民、優越的種族といふやうなものは存在しない。それぞれの集團が順次に、人類の發展に協力する。著者ヴァルテールは『諸國民をすべて正當に評價』しよう志してゐるのである」^(四)と。

しかしながら、世界公民主義者ヴァルテールのうちに、同時にフランス的愛國者ヴァルテールも亦生きてゐたことは、既に多くの人々の認むるところである。例へばマイネッケはその「歴史主義の發生」において、「吾人はなほ、彼の深く英雄否定的な、平和主義的な根本意向が、時としてはフランスの光榮ある事業に對する素朴な矜持によつて中斷されたことを認めることが出来る。しかし世界公民主義と國民的感情との結合 (die Vereinigung von Weltbürgertum und Nationalgefühl) ——これを彼は既に示してゐたし、また、そこからして彼はそのルイ十四世の世紀を書いたのであるが——は、フランスの國家的國民 (Staatsnation) によりも遙かに多くその文化的國民 (Kulturnation) に根をすものであつた」と云つてゐる。^(五)またランソンは先に見たやうにヴァルテールの世界公民主義を指摘してゐるが、それとともに他面そのフランス的祖國愛をも肯定する。即ちパリ法院長エノー (President Henault) が、「ヴァルテールは事物の皮相のみを見る。ヴァルテールには歴史の眞面目な調子がない。ヴァルテールは祖國を誹謗し、フランスの偉大なる人々に惡意を懷いてゐる」と云つたのを指して、ランソンは「總じてエノー院長の批評ほど、誤れるはない」と斷じ、「ルイ十四世の世紀」全體は、「フランス精神の、十七世紀フランス文化の、そしてそれを光輝燦然と代表せる國王の、讚美にはかならなかつたのである」と主張してゐる。

更にランソンはかうも云つてゐる。「ヴォルテールが描かうと思つたのは文化の動きであり理性の普及であるが、しかもそれは幸福のために用ゐられる理性である。これによつてこそ彼は、良き公民たると同時に、良き世界公民として行動するを考へたのである。(Et voilà par où il a cru faire oeuvre à la fois de bon citoyen et de bon cosmopolite.)」⁽²⁾かくてランソンも亦マイネッケとは同様に、ヴォルテールにおける世界公民主義と祖國愛との併存を認むるものと云ひ得るであらう。また著名なエミール・ファデーの「十八世紀(文學的研究)」には、史家ヴォルテールについて次のやうな敘述がある。

「フランス十七世紀は彼にかくも身近くありながら、その世紀の精神、即ち道義的偉大と高邁なる理想及び熱烈なる祖國愛は、ほとんど彼の氣づかぬところである。(……l'âme du XVII^e siècle français, si près de lui, à savoir la grandeur morale, le haut idéal et l'ardent patriotisme, est chose dont il ne s'aperçoit guère.)——しかし私はむしろ、彼がいかに細心の注意を以て教訓的な細目を、また特性的にして風變りな習俗を追つてゐるか、そしていかなる術によつて、彼が少くともその文學的藝術的盛名のために嘆賞してゐるところの彼の諸先輩の世紀をば、眞の共感を以て再生せしめてゐるか、を見ることを好むものである。『ルイ十四世の世紀』における以外には、全ヴォルテールのいづこにも祖國愛は存在しない。(Il n'y a de patriotisme, en tout Voltaire, que dans le Siècle de Louis XIV.)しかしながらこの著述には、本當にそれがある。——すると世人はおそらく私に云ふであらう、ヴォルテールは甚だ巧妙である、彼の『ルイ十四世の世紀』は伯林で書いたもので、それは彼を『プロシヤ

人』と稱してゐた人々に宛てた上手な誇示であり、將來の歸國をうまく處理したものであり、立派な歸還旅行免狀であつた、と。しかし私はむしろ、何人も彼以上にパリ人たりし者はないといふ點で少くともフランス人であつた人物が、その生涯に一度、即ち彼が生れた土地を離れたとき、自分の胸中に祖國愛の湧上つて來るのを感じ、そしてその祖國のための記念物を建設しようといふ心をつくことによつて、祖國を去つたことを自ら慰め、或は自ら懲罰する、といふ風に考へることの方を一層好むものである。』

かくてフュゲイはマイネッケ、ランソンと同様に「ルイ十四世の世紀」のうちに、しかも彼はそこにのみ、ヴァルテールの祖國愛を見ようとするのであるが、ザークマン(Sakmann)もその「ヴァルテールの精神的特性と思想」の中に、ほとんどの見解を述べてゐる。一彼は自ら云へる如く、その作品においては祖國愛に鼓舞されてゐる、但しその祖國愛は、勿論その世紀の精神に従つて、彼がまた世界公民とも見え得るほど、心廣なものである。(Er ist in seiner Arbeit, wie er sagt, beseelt von der Liebe zum Vaterland, die freilich, dem Geist des Jahrhunderts gemäss, so weitherzig ist, dass er sich auch als Weibbürger bezeichnen kann.)そして最近また世人は、ヴァルテールにおける祖國愛の闕如をとかやく云つたけれども、『ルイ十四世』の著者に對して、フランスの名の光榮を愛する心が無いなどは云ひ得ないであらう。しかしながら、たしかに『習俗論』その他の作品は、この傾向によつて蓋はれてはゐない。(Aber allerdings der Essai und die anderen Werke werden von dieser Tendenz nicht gedeckt.)

それらの作品にありては、彼は人間性フマニテイトと啓蒙との理念のために盡さうとしてゐるのであつて、『習俗論』を口授したものは人間性メンシユリツセカイであり、ペンを支持してゐたものは眞理である』と。かくしてザークマンは、ファデーの如くヴォルテールの祖國愛が「ルイ十四世の世紀」以外にはどこにも見られないとは斷言せず、「この傾向によつて蓋はされてはゐない」とゆるく云つてゐることが注目される。ヴォルテール自身もその「哲學辭典」(Dictionnaire philosophique)の「祖國」の項の第一部(Section I.)におらう

「ユダヤ人に祖國(une patrie)があるたらうか。もし彼が(ポルトガルの)コインブラに生れてゐたら、その町は途轍もない無智な人々の集團のまつただ中であつて、それらの人々は彼に反對の論をなし、もし彼が敢て彼らに答辯すれば、それはまた途轍もない答へになるであらう。また彼は宗教裁判所の判事たちに監視されてゐて、その判事たちは、もし彼が豚の臍肉を絶対に食はぬことを知れば彼を焚刑に處するであらうし、彼の全財産は彼らの所有に歸するであらう。されば彼の祖國はコインブラに存するのであるか。彼はコインブラを深く愛することが出来るか。彼はコルネーユ作の『オラス』(第一幕第一場、第二幕第三場)に見える如く、『アルベ、私のなつかしい國、私の第一の愛……、この國のために死ぬことは、あまり立派な運命だから、ひとは競つてかくも見事な死を冀ふことであらう』と云ひ得るだらうか」

と問ふてゐる。しからばユダヤ人の祖國はエルサレムであるか。その地はかつて彼らの祖先の居住地ではあつたが、今はトルコ人の支配するところであるから、この地も亦彼の祖國ではない。そのほかヨ

ヨーロッパの諸國民の中で他國の傭兵となつてゐるものは、祖國を有すると云ひ得るか。また修道士たちは祖國を有すると云へるか。彼等の祖國は天上にあつて地上にはない筈である。かくてヴァルテールは云ふ、

「しからば祖國とは何であるか。それはまあ例へば、良い畑ではなからうか。しかもその畑の所有者は、よく手の届いた家に安樂に住んでゐて、『私の耕してゐるこの畑、私の建てたこの家は私のものだ。私はこの場所で、いかなる暴君も違背し得ない法律の保護を受けて、暮してゐる。私と同様に畑や家を所有する人たちが彼らの共通の利害のために集るとき、私はこの集會において發言權をもつ。私はこの全體の一部であり、この共同體 (communauté) の一部であり、その主權の一部である。これぞ私の祖國である』と云ひ得るやうな、良い畑ではなからうか。かくの如き人間の住居たらざる一切のものは、時として馬丁の下にある既で、その馬丁は思ふがままに彼らに鞭を加へるのではなからうか。されば吾人は良き王の下においては祖國を有し、邪惡なる王の下にありては全くそれを有しないのである」

(九)
爰に我々は市民的ヴァルテールの祖國觀を見ることが出来る。そこには生れた土地の風物に對する愛着よりも、安樂なる生活の保障が優越する。さればこそ彼は、惡政を布く王の下には祖國無しと明言したのである。かくて同じ「祖國」の項第二部では、「祖國は、ひとが氣持よく感ずるところの隨處に存在す」(La patrie est partout où l'on se trouve bien) と書いた最初の人はエウリピデスだと思ふが、「し

かし自分の幸福をもとめて、その生れた土地を去つた最初の人は、彼以前に既にそんなことを云つたのである」と述べられてゐる。また第三部には次のやうな記載がある。「祖國は多數の家族の合成體である。そしてひとは、別にそれと反對の利害を有せぬ限り、自分の家族を自尊心によつて支持するのが普通であるから、ひとは同じ自尊の念によつて自分の町或は村を支持し、これを祖國と呼ぶ。この祖國は大きくなるほど、それに對する人々の愛は小さくなる。けだし愛情は分割されると弱くなるからである。あまりに多數のために殆ど識らないやうな家族を深く愛することは不可能である」と。しかしその後でヴォルテールは次のやうな注目すべき言葉を述べてゐる。「立派な愛國者となるために、他の人々の敵となることが屢あるのは悲しいことである。古人カトーは立派な公民であつたが、元老院における演説に際してはいつも、『これが私の意見である、而してカルタゴは滅ぼさねばならぬ』と云つてゐた。立派な愛國者たることは、自分の町が商業によつて富み、武力によつて強力となることを冀ふことである。一つの國は他の國が損をすることによつてのみ得をするし、不幸なる者を作らずしては勝利を得ることが出来ないのは明白である。されば自國の大を願ふことは、隣國人に對して害を願ふことである、といふのが人間の狀態である。自分の祖國が、決して現在より以上に大きくも小さくもならず、より以上に富みもせず貧しくもならぬことを望む人がもし存するならば、その人は世界の公民ともなるであらうか。』(Celui qui voudrait que sa patrie ne fût jamais ni plus grande, ni plus petite, ni plus riche, ni plus pauvre, serait le citoyen de l'univers.)」

(七)

これによつてヴォルテールがなほ啓蒙思潮的な國家

觀を持しながらも、とにかく祖國愛と人類愛との調和の問題を考へてゐたことは明かである。

かやうにしてヴァルテールのうちに世界公民主義と國民的感情との結合が見られることは、マイネッケらの指摘する通りであるが、この點に關聯して顧らるべきヴァルテールの上代フランスについての所論、殊に彼のフランク族 (Francs) 及びゴール人 (Gaulois) 觀に對しては、私の手にし得た極めて小範圍の文獻に關する限り、從來比較的の等閑視されてゐたやうに思はれる。ただ既に擧げたザークマンは、これについても簡單ながら鋭い觀察を下してゐる。

「ヴァルテールが民族大移動時代のゲルマン人に對して憎惡を懷き、彼等をば、東方諸海の岸邊から吐出された蒙古人の遊牧民と造作もなく同一視してゐるのを見ると、吾人は人種の對立とも云ふべきものゝ本能を考へることも出來よう。(Man könnte an den Instinkt eines Rassengegensatzes denken bei dem Hass, mit dem er die Germanen der Völkerverwanderung bedenkt,……) モンテスキューが我らの『祖先』と稱してゐるところのフランク族は、果していかなるものであつたか。牧草と巢窟と雪を防ぐ若干の衣服とを求めてゐた嫌惡すべき野獸であり、破壊だけしか知らぬ蠻民である。フランクの諸王の歴史を深く讀むならば、ひとはユダヤとイスラエルの諸王の歴史、或は追剝の歴史を讀むの思ひがある。當時の蠻性は、封建政治と封建法即ち暴力の法に代表されてゐるのであつて、その論理的歸結は永遠の内亂である。」

しかしながらザークマンも亦、ヴァルテールにおいて認められるゴール人觀、或は更に進んでその「ゴ

ル人意識」とも云ふべきものについては、何ら言及するところがない。しかもこの問題は、ひとりヴォルテールにおける國民的感情を見る上に興味あるのみならず、ひろく「フランス史の理念」或は「フランス史の映像」とも稱すべきものゝ發展を考へるためにも、少からぬ意義を有するであらう。かうした意味において私は、爰に些かヴォルテールの上代フランス観、別してそのフランク及びゴール人に對する所論をとり上げて大方の御叱正を仰ぎたいと思ふ。

二

一七四八年の「法の精神」においてモンテスキューはフランク族を指して「われらの祖先」と呼んでゐたが、これに對してヴォルテールは痛烈な反駁を加へてゐる。即ち「哲學辭典」の「フランク、フランス、フランス人」の項によれば、イタリヤやスペインは異民族の侵入を受けたが、イタリヤ或はスペインといふ名を常に保持したし、ドイツも侵略者のためにその名を變じたことはない、と論じた後で、次のやうに記してゐる。

「ゴール人は西洋の民族の中で、その名を失つた殆ど唯一のものである。その名はヴァルシュ(Walch)或はヴェルシュ(Welch)を以てしたのであるが、ローマ人はいつもGとW(これは蠻的な音である)とを置換へたので、ヴェルシュ(Walche)をガリア(Galli)ガリア(Gallia)としたのである。當時の人々は、ゴール(ガリア)をセルテイク、ベルデク、アキタニク(La Gaule celtique, la Belgique,

laquitannique) に分けてゐて、それらのゴールはいづれも異つた方言を使つてゐた。しからばシーザー (César) がその完全なる征服に六ヶ年を要したゴールをば、極めて少數で極めて短期間に、悉く占領したこのフランク族とは果していかなるものであり、どこから來たのであるか。私は最近ある著者のものを讀んだのであるが、その著者は『我々がその系統をひいてゐるところのフランク族』(Les Francs dont nous descendons) といふ言葉を冒頭に掲げてゐる。これはしたり、ねえ貴君、貴君がフランク人の直系の子孫だ、などと誰が一體云ふのか。(Hé! mon ami, qui vous dit que vous descendez en droite ligne d'un Franc? 我々がクローヴィスを稱してゐる Hildvic 或は Clodvic は、ローマの三軍團か四軍團を以て征服されたところのヴェルシユ即ちゴール人凡そ八百萬乃至一千萬人を征服したとき、おそろく裝備の悪い二萬人足らずのものを率ゐてゐたに過ぎないであらう。かくしてフランク人をその起源とすることに、些かの證據とは云はぬが些かの蓋然性でも提供し得る家を、我々はこのフランスにおいてただの一軒も有しないのである。)(Nous n'avons pas une seule maison en France qui puisse fournir, je ne dis pas la moindre preuve, mais la moindre vraisemblance qu'elle ait un Franc pour son origine.)⁽⁺¹¹⁾

その後一七七七年にヴォルテールが書いた「法の精神における若干の主要方針釋義」(Commentaire sur quelques principales maximes de l'esprit des lois) の中にも次のやうな敘述が見える。

「ヨーロッパの諸國民はいづれも、その起原の不名譽を、何らかの光彩を以て蔽はんとしてゐる。スベ

インはその聖フェルディナンドをイギリスはその聖エドワードを、フランスはその聖ルイを誇りとする。マドリッドでゴート族の諸王に溯るならば、パリではフランク族の諸王にまで溯る。しかしポルドーのモンテスキューが『われらの祖先』と呼んでゐるフランク族(ces Francs que Montesquieu de Bordeaux appelle nos pères)は、そもいかなるものであつたか。彼らは他のすべての北方蠻族と同様に牧草と巢窟と、雪を防ぐ若干の衣服とを求めてゐた獠猛な野獸であつた、彼等はいづこより來つたか。クロウヴィスはそれについて何の知るところもなく、我々とても同様である。ただ彼らがライン及びマイン河の東部に住んでゐたこと、彼らの牡牛、牝牛及び羊では未だ彼らの用を足すに不充分であつたことが知られてゐたに過ぎぬ。彼らには町といふものが全く無かつたので、彼らは出來るときにはゲルマン的なゴールの地方やベルヂク (la Belgique) 地方のローマ人の町を掠奪に出かけた。時として彼らはロワール河までも進み、掠めたすべてのものを彼らの巢窟(repaire)に持ちかへつてゐた。かやうにして得たものをば、彼等の首領クロディオン(Clodion)やメロヴ(Mérovée)、またクロウヴィスの父シルデリク(Childéric)は用ゐてゐたのであつて、そのシルデリクが歿すると、彼はこれらの民族の、また當時一般の慣習に従つて、トゥルネ(Tournay)には、近き大道の中に埋葬された。^(十三)そのほかフランク族に對するヴォルテールの辛辣な批評は各處に見られるが、一七五三年の「カール大帝以來の帝國編年史」(Annale de l'Empire depuis Charlemagne)には、かう云つてゐる。「これらフランクの諸部族——そのうちでもサリ族(Saliens)が最も著名であるが——は漸次ゴールの諸地方に定住

した。しかしそれは、ひとが主張したローマ人の同盟者としてではなく、ローマの植民地即ちトリエル・ケルン・マインツ・トングル (Tongres) ・トゥルネ・カンブレを掠奪した後のことである。實際彼らは、ローマの偉大さの最後の支持者の一人たる有名なアエティウスに破られたが、しかしその後アッティラと戦ふ必要から彼と提携し、次でフン・ゴート・ヴァンダル・ロンバルド及びブルゴニー諸民族の入侵によつてローマが陥つた無政府状態を利用し、さらに彼らがローマ諸皇帝から得てゐた軍長或は貴族の権利や稱號を、皇帝自身に向つて逆用したのである。この帝國は四分五裂し、これらの尊大なる未開人どもの各群は餌食を擱んだ。これらの諸民族が久しく蠻民であつたといふ動かすべからざる證據は、彼らが多く町の町を破壊しながら、一つの町をも建設しなかつたことである」と。また「哲學辭典」の「軍隊」(Armées)の項には、「ゼスイットのダニエルが早まつてフランス人と呼んでゐるところのフランク族が、果して彼らの武器のうち矢を用ゐてゐたか否か、彼らが兜や鎧を所持してゐたかどうかは、大なる疑問である」といふ言葉が見えるが、更に同辭典「フランク」の項にはこの民族の起原に關する色々な牽強附會の説を皮肉混りに紹介した後で、次のやうに云つてゐる。

「非常に確實なことは、コンスタンチヌスの頃、ライン河の向ふにフランクの遊牧民がゐて、強盜 (le brigandage) を行つてゐた事實である。彼等は強盜どもの首領の下に、即ち歴史家たちが愚劣にも『王』と稱したところの巨魁の下に、集團をなしてゐた。コンスタンチヌスは自ら彼らを追つてその巢窟に到り、その若干を絞罪に處し、他は彼の慰みのためにトリエルの圓戯場で野獸の餌食とした。

彼らの謂はゆる王のうち、アスカリックとラゲーズといふ名の二人は、この刑で殺された。これこそコンスタンチヌスの頌讚者たちが有頂天となり、感嘆すべき未曾有の事蹟としたことである。更にこれらの蠻民によつて書かれたと稱する謂はゆるサリ法は、かつて我々が懐かせられた最も虚妄な幻想の一つである。フランク族が彼らの沼澤地にあつて顯著な法典を書き、しかもフランス人はシャルル七世の治世末期に至るまで何等の慣習をも書残さなかつたなど云ふなら、たしかに奇異の感を免れないであらう。^(十六)

かくてヴォルテールは、モンテスキューがフランク族を指して祖先と稱し、かつサリ法を重視したことに眞向から反對してゐるのであるが、更にカール大帝に對するヴォルテールの所論には特に興味深いものがある。即ち「習俗論」において彼は次のやうに述べてゐる。

「フランク族は常に蠻民であり、カール大帝（シャルルマーニュ）の後においても尙しかりであつた。我々はカール大帝が決して自分自身を一フランク人として考へてゐなかつたことを、よく注意して見るやうにしよう。クロウヴィス及び彼の徒フランクの部類は、常にゴール人と區別されてゐた。そしてドイツ人たるピビン及びその子カール（l'Allemand Pépin et Karl son fils）は、これらのフランク族と區別されてゐた。讀者諸賢はその證據を分益農作地に關するカール即ちシャルルマーニュの法令集第四條に見出されるであらう。曰く『フランク人が我々の所有地において何らかの罪を犯す場合は、彼らの法に従つて裁かるべきこと』と。この規定によつて見ると、當時フランク人たちは、カール大

帝の國民 (la nation de Charlemagne) と見做されてゐなかつたやうに思はれる。ローマでは、カロリング朝の一門は常に、ドイツ人の一門として考へられてゐた。法王ハドリアン四世は、マインツ・ケルン・トリエルに宛てた書簡で、次のやうな注目すべき言葉を述べてゐる。即ち『帝國はギリシヤ人からドイツ人へと引渡された。彼らドイツ人の王は法王によつて加冠された後、はじめて皇帝となつた。(中略) 皇帝が所有せる一切のものは、我々から繼承したのである。そこでザカリアスがギリシヤ帝國をドイツ人に與へた如く、我々もドイツ人の帝國をギリシヤ人に與へ得る』といふのである。^(十七)これによつて見るとヴァルテルは、「ドイツ人たるビピン及びその子カール」と云つて、カール大帝がドイツ人たりしことを認めるのである。これと大同小異の記事は、「哲學辭典」フランクの項にも見える。「カール大帝は自らを一フランク人と見做してはゐなかつた。彼はアウストラシアに生れ、ドイツ語を語つてゐた。彼の家系はメッツの司教アルヌール及びグゴベールより出てゐた。ところで師傳として選ばれる人物は、おそろくフランク人ではなかつたであらう。けだし彼らフランクの徒は悉く、最大の無知を以て誇りとし、たゞ武術だけしか知らなかつたからである。しかしカール大帝がフランク人たちを、自分とは素性のちがふものと見做してゐたといふ見解に、最も有力な根據を與へるのは、分益農作地に關するその法令集の一つの第四條である」と云つて、以下ほど前同様の記載をしてゐる。かくてヴァルテルは、あくまでカール大帝を以てフランク人でなく、ドイツ人であつたと主張するのであるが、これについてはベルリン大學教授クルト・ブライジツヒがその「發展的歴史研究の巨匠たち」(一九三

六年刊)において言及してゐる。即ちブライジツヒはヴォルテールの史的著作が主として記述的なことを難じた後に云ふ。「それにも拘らずヴォルテールについて忘るべからざることば、彼が屢簡單な文のうちに極めて價値の高い記述をなしてゐることで、例へば當今、世人の心をあれほど激しく動かした論争問題、即ちカールの國民的歸屬の問題について、彼は力をこめて我々ドイツ人に有利な、フランス人には不利な裁斷を下してゐる。ヴォルテールが言明するところによれば、クローヴィス及びその徒がゴール人でなく、フランク人 (Franken) —— Franks —— であり、ピピン及びカールはドイツ人 (Deutsche) —— Allemants —— であつた」と。かくてヴォルテールが擧げた論據即ちカールの法令集の句を譯出した後、更にブライジツヒは曰く「ヴォルテールはこの個所からして、カールとその父はフランク人でなくドイツ人であつた、と云つてゐる。尤も爰に云ふドイツ人とは、單に後來ドイツに加算されたフランク人、即ち謂はばライン河岸のフランク人 (ripuarische Franken) の意にほかならない」と。^(十九) 爰にブライジツヒはヴォルテールがかくの如く論じたことの動機には觸れることなく、ただその結果のみを取上げて、ドイツ的愛國心の上からこれを強調してゐるのであるが、ヴォルテールのかゝる所論は、既に見て來たやうに彼のゴール人及びフランク人觀に根ざすもので、そこには公平なる史家の立場よりもむしろ、國民的感情が大きく動いてゐることは云ふまでもない。従つてドイツ的愛國者としてのブライジツヒにとつてはとくに角、彼の謂はゆる「發展的歴史研究の巨匠」としてヴォルテールを評價する上に、これがどこまで「極めて價値の高い記述」であるかは、もとより疑はしい。

カール大帝歸屬問題に關するヴァルテルの見解は以上見て來た通りであるが、しからばカールその人に對するヴァルテルの評價はいかなるものであつたか。先づカールの文運復興については、彼も亦その功績を認めてゐる。即ち「習俗論」において「カール大帝の書記官エギンハルトは、この征服者が自分の名を署し得なかつたことを我々に告げてゐる。しかしカールはその天稟の才によつて、學藝がいかに必要であるかを識つてゐた。彼は文典や數學の大家をローマから招いた」と云ひ、また「編年史」では「自分の名を署すことも殆ど出来なかつたこの王は、學術を繁榮させようと思つた。けだし彼はすべての事に偉大であらうと欲したからである」と記してゐる。またギリシヤにおける偶像破壞論に對してもカールはこれに賛成で「カールの書」と呼ばれる書籍をも書かせてゐて、そのラテン語はかなり純粹であるから「カール大帝は文運を復活させることに成功してゐたことが窺はれる」とも述べられてゐる。^(註一)しかしながら同じく「編年史」には、カールの人格について次のやうな言葉が見える。「彼の弟カルロマンは二十歳で突然死去した。その未亡人は公子を連れてイタリヤに逃げた。この死とこの逃亡とは、カール大帝が單獨で統治しようと思つてゐたとか、自分の甥たちに對して良からぬ計畫をめぐらしてゐたとかいふことを、證明するものでは決してない。しかしそれらの事實はまた、彼が、ドイツの人たちが近頃やつたやうに、彼の祝典を行ふだけの値打があることを、證據だてるものでも決してないのである」^(註二)。更にカール大帝のサクソン族征伐については、その殘忍な處置に對して痛烈な非難の言葉を浴せてゐる。曰く「ヴィティキントはヴェーゼル河畔においてカールの部將たちを撃破する。カールはこの敗北を

償ふためにやつて來る。彼は今度もサクソンに勝つ。彼らはカールの前に武器を投ずる。彼はヴィティキントを引渡すやうに命ずる。サクソン人たちはヴィティキントが既にデンマークへ逃れたことを答へる。『あいつの共犯者どもは、またこゝにゐる』とカールは答へる、そして眼の前で四千五百人を虐殺させる。彼がサクソニヤをキリスト教に改宗させたのは、實にかくの如くしてである。この所業はスエーラそれに似てゐる。しかし少くともローマ人たちは、スエーラを賞讃するほど、たらしなくはなかつた。カール大帝の事業を書いた蠻民どもは、下劣にも彼を賞讃し、あまつさへ彼を正義の人とした。しかもそれらの蠻民は、謂はゆる『フランス』史の編纂者ほとんど全部によつて、模範とされて來たのである」(廿三)と。また同「編年史」七八八年より七九二年までの項には、アーヘンの國會においてカール大帝が定めた法令に多くの蠻的事柄が含まれてゐること、なかんづく最も野蠻なのは裁判制度であつて、しかもこれについてモンテスキューの「法の精神」が一言半句も觸れてゐないのは甚だ奇異である、と論じてゐる。曰く「宗教裁判も、ヴェネチヤの秘密裁判所も、この八〇三年にカール大帝が設立した裁判所の殘忍さには比肩すべくもなかつた。即ちそれは先づ主としてサクソン人をキリスト教と服従とに保持しておくために設立されたものであるが、その中間もなくこの軍事的宗教裁判所は全下イツに及ぼされた。判事は秘密に皇帝から任命され、次で彼ら自ら絶對秘密の誓約の下にその同僚を選任するので、それらは世人には絶對にわからなかつた。同じく誓約によつて拘束されたスパイが情報を齎した。判事たちは決して被告に面接せず、また訊問もしないことが屢であつて、そのまま判決を下し、判事中最も若い者が

死刑執行人の役を勤めた。この暗殺裁判所がフリードリッヒ三世の治世の末までも續いてゐたとは誰が信じようか。しかしこれ以上の眞實はないのである。しかも吾人はティベリウスを悪人と見做し、カール大帝にはやたらに讃辭を呈してゐる」と。また曰く「この君主は根柢において、他のすべての征服者と同じく篡奪者であつた。彼の父は叛逆者にはかならなかつたし、そして歴史家はすべて、新しい束縛の下に屈することを欲しない人々を叛逆者と呼ぶのである。彼は弟カルロマンよりフランスの半ばを篡奪したのであるが、この弟はあまりにも突然に死去したから、殺害の疑ひ無きを得ない。彼はその甥たちの相續分であり、その甥たちの母なる人の生活資料たるべきものを篡奪した。彼はその義兄からロムバルヂヤ王國を奪つた。世人は彼の庶子、彼の重婚、彼の離婚、彼の蓄妾を知つてゐる。世人は彼が幾千のサクソン人を殺戮せしめたことを知つてゐる。しかも世人は彼を聖徒となしたのである」と。(註四)カール大帝に對するヴァルテルの攻撃は爰に至つて峻烈を極めてゐる。

三

かくしてヴァルテルはフランク族を以てフランス人の祖先と稱することに反對し、フランク族そのもの、殊にカール大帝に對しても鋭い論難を加へたのであるが、しからばフランス人の祖先は何者であるか。それは勿論ゴール人でなければならぬ。既に「習俗論」の序言においてヴァルテルは、ケルト人を以て佛人の祖としてゐる。曰く、

「我々の祖先たるケルト人 (Les Celtes, nos ancêtres) について何か知りたいと思ふと、ギリシヤ人やローマ人に依頼しなければならぬ——尤もこれらギリシヤ・ローマの民族といへども、アジアの民に比すれば甚しく後代に屬してゐるが。例へばアルプスに近いゴール人は、この山脈の住民と合してエリダン河(ポー河の古名)の沿岸に住し、ローマ建設の後三六一年にローマまで來つたこと、そしてカピトルを攻圍したこと、かくの如きことを我々に教へて呉れたのはローマ人である。またその後凡そ百年を経て、他のゴール人がテッサリヤに或はまたマケドニヤに入り、黒海岸を通つたのも、それを我々に語つて呉れるのはギリシヤ人であるが、しかしこれらのゴール人がどんな人間であつたか、いかなる道を通つたかについては、彼等は語るところがない。韃靼人のそれを思はしむるこれらの移住について、我々のところには何らの記念物も残つてゐない。それらの移住はただ、この民族が非常に多數ではあつたが、しかし未開であつたことを證明してゐるに過ぎない。ギリシヤ人の植民は、わが通俗紀元を去ること六百年の昔、マルセーヌを建設したけれども、ゴールを醇化することは出来なかつた。ギリシヤ語すらも、彼らの領地以外には及び得なかつた。ゴール人・ドイツ人・スペイン人・ブリタニヤ人・サルマチヤ人などのいづれにせよ、我々は千八百年前の我々自身について、我々の征服者が教へ得る僅かの事柄を除けば、何ら知るところがない。我々は寓話すらも所有しない。我々は起原を想像することをも敢てしなかつたのである。」^(廿五)

これによつてヴォルテールがフランス人の祖先をケルト人たるゴール人と考へてゐることは明かである

が、彼の「哲學辭典」にも「ケルト人」の項に、「諸民族の起原を探究するだけの閑暇と資力と勇氣とを有する人々の中に、わがケルト人 (Nos Celtes) の起原を發見したと考へる人たち、或は少くとも、それに出會したと世人を思はせたい人々がある」とか、また「ケルト人については何らの文書も存しない。(中略) 我々はジュリアス・シーザーがこれを征服したときに云つて呉れた少數の言葉による以外には、われらの祖先 (nos ancêtres) について何事をも學ばなかつた」といふやうな記載がある。^(廿六) また同辭典シーザーの項には、「私がこのユニークな人物を考へるのは、彼に征服された哀れな未開人の子孫としての資格におつて (en qualité de descendant des pauvres Barbares subjugués par lui) にほかならぬ」と云ひ、更に「シーザーはそのガリア (ゴール) 戦記において、我々が恒常性なきこと、そして我々は隷従よりも自由を好むこと (que nous sommes inconstants, et que nous préférons la liberté à la servitude) を述べてゐる」とも云つてゐる。^(廿七) 爰にゴール人を指して「我々」と呼んでゐることは、益々ヴァルテールが自らゴールの子孫を以て任じてゐることを明示するものと云はねばならぬ。

ヴァルテールのゴール人祖先論は上に見て來た通りであるが、それにも拘らず彼がこの古代ゴール人をその野蠻性の故に非難したことは、既にブライジッヒも指摘してゐる。先に擧げた「發展的歴史探究の巨匠たち」の中でブライジッヒは云ふ、「發展といふ思想の促進者のうちにヴァルテールを數へ得ることは確實であるが、それとともに彼が、最も顯著なる發展上の差別について、最も甚しい誤解を免れてゐないことも亦確實である。彼が自分自身の民族の祖先を、その文化の闕如の故を以て罵つてゐるが如きはその一

例であつて、この場合の彼の態度は、民族の青年期或は幼年期ですらもヴォルテール自身の時代とは全く異なる精神的言語を語つてゐるのを、彼が夢にも知らなかつたことを明示する。彼はゴール人に對して、彼らが身の毛もよだつやうに聞える方言を語つてゐた、とて難じてゐる——但、この知識をヴォルテールがどこから得たかは全く不明であるが。彼らの習俗はその言語と全く同様に野蠻であり、その祭官は圖太い詐欺師で、ビスケー人やガスコニー人は喰人者であつた。かくてヴォルテールはこの彈劾演説の末に、吾人はかくの如き野蠻なる時代から眼をそらさなくてはならぬ、それは自然の恥辱であつた、と述べてゐる」^(廿八)。たしかにプライジュヒが云ふ如く、「習俗論」には次のやうな記述が見える。

「我々がジュリアス・シーザーその他のローマの著者たちを通じてゴール人について得た知識は、我々をしてこの民族が、或る啓蒙された國民によつて征服される必要があることを考へしむるものである。ケルト語の諸方言は醜惡であつた。皇帝ユリアヌスの頃この言葉は未だ話されてゐたのであるが彼はその『ミソポゴン』(Misopogon)の中で、この言葉はまるで烏の啼聲のやうだと云つた。シーザー時代には、その習俗は言語と同様に野蠻なものであつた。祭官は、その統治せる人民にとつては圖々しいペテン師で、人間を生贄として、これを柳で造つた大きな醜い像の中に入れて焚いた。女祭官どもは、捕虜の心臓に庖刀を突込んで血の流出具合で將來を卜した。ゲルマニアとゴールとの境界、ストラスブルグ附近で發見された少し穿たれた諸巨石は、これらの犠牲を捧げた祭壇を傳へられる。古代ゴールの遺跡はそれつきりである。ビスケー湾の沿岸やガスコニー地方の住民は、時としては人

肉を喰つた。自然の恥辱たるかくの如き未開の時代からは、眼をそらさねばならぬ。」^(廿九)

また「哲學辭典」ケルト人の項には、ケルト人の起原を色々と詮索することの愚を説いて、「おゝ、讀むことも書くことも出來なかつた遊牧の蠻人どもについて、かくも多く書いた律氣で寛大な編纂者たちよ、私は諸君の勤勉なる不屈不撓を感嘆する。そして諸君、哀れなケルト・ヴェルシュ人たちよ (vous, pauvres Celtes—Welches)」、私がフン人らに對すると同じく諸君に對して次の言を吐くのを許して戴きたい。それは即ち、有益或は快適なる技藝を些かも解しなかつた連中は、その連中の國に住んでゐた豚や驢と同様に、我々の研究に値しない、といふことである。」^(卅)とまで云つてゐる。同辭典「フランス語」の項に曰く「古代ヴェルシュ人の言葉については、何らの記念物も我々に残つてゐない。傳ふるところによつて、彼らはケルト諸民族 (les peuples celtes) の一部をなすが、このケルト諸民族は未開人で我々は單にその名を知るのみであつて、世人は色々の作話を以てこれを顯彰しようとしたが、いづれも徒勞に終つた。我々が知り得ることは、ローマ人がガリアと稱し、我々がそれからゴール人といふ名をひき出したところの諸民族 (les peuples) は、自らはヴェルシュと稱した一事に盡さる。この名は現今なほ、低地ドイツの人々がフランス人を呼んでゐる名稱で、それは恰もこのドイツがトゥーチュ (Teutsch) と云はれてゐたのと同じである」と。更にヴァルテールはケルト起原と思はれる數個のフランス語を擧げた後に云ふ、「しかし我々がこれらの言葉の系統を充分に確定したとしても、それは我々にとつて何の役に立たうか。問題は、我々の言葉が曾つていかにあつたか、ではなくして現在いかにあるか、といふことで

ある。これらの野蠻なる廢址のそこばくの殘餘——即ち皇帝ユリアヌスの云ふところでは禽獸の叫びにも似た方言の若干——を識ることは殆ど價值がない。ルイ十四世の偉大なる世紀に語られた美しい言語を純潔に保持することをこそ、念としようではないか」(附一)

かくの如く見て來ると、ヴォルテールはゴール人及びその言葉を、彼らの蠻性の故に極端に輕侮したやうであるが、しかしながら彼の啓蒙思潮的な野蠻輕侮はひとりゴール人のみならず、ゲルマン民族一般にも向けられてゐたのである。されば「習俗論」において、古代ゴール人の蠻性を完膚なきまでに嘲罵した直ぐ後で、ヴォルテールはかう云つてゐる。

「ゲルマン人もゴール人と殆ど同じ習俗を有してゐた。彼らはゴール人と同じく人間を生贄とし、ゴール人と同じく些細な紛争を決闘で裁決したのであつて、ただゴール人に比すれば一層野卑で一層怠惰であつたに過ぎぬ。シーザーがその備忘録の中で我々に教ふるところによると、いつも女魔術師が彼らの間にあつて鬪争の日を定めた。またシーザーの云ふところでは、彼らの王の一人たるアリオヴスト (Arioviste) が十萬のゲルマン遊牧民を率ゐてゴールを掠めんとするや、シーザーはゴールを征服せんと欲するのみで掠奪しようとは思はぬから、この蠻民の王と商議すべく二人のローマ士官を派すると、アリオヴストはこの兩人に鎖をかけしめ、彼らをゲルマン人の神々の生贄とすることに定めてゐて、シーザーが戰勝して兩人を救ひ出したときには、彼らは將に犠牲となるころであつた。ゲルマニアでは、すべてこれらの蠻民の家族は唯一無二の隠れ場として小屋をもつてゐたが、そこでは

一方に父・母・姉妹・兄弟・幼児らが藁の上に裸で寝てゐるかと思ふと、他の側には彼らの家畜がゐる、といふ有様であつた。しかしこれらの民族こそ、やがてローマを征服するのである。タキトゥスはゲルマン人たちの習俗を賞讃してゐるが、しかしながらそれは、ホラティウスが *Ceteros* (ゲータイ *Cethae*) と呼ばれた蠻民の習俗を歌つたのと同じ意味においてである。タキトゥスもホラティウスも、彼らが賞讃した事柄の眞偽は知らないのであつて、彼らはただローマを諷刺しようと思つただけである。

されば同じタキトゥスが、その頌辭の只中で、ゲルマン人は土地を耕して生きるよりも掠奪によつて生活することの方を好み、隣人を掠奪した後自分の家に歸つて食ひ且つ眠つたことは當時何人も知つてゐた、といふ事實を自認してゐる。それは今日の辻強盜や掏摸の生活であつて、我々はかくの如き連中を輪と繩とで罰する。しかもタキトゥスは厚顔にもこれを賞讃してゐるが、それはゲルマン人の徳と對照することによつて、ローマ皇帝の宮廷を卑しむべきものとするためである。(註二)

かくしてヴァルテールはゲルマン人をゴール人以上に野卑怠惰であるとして痛罵してゐるが、同じく「習俗論」には次のやうな言葉も見える。「北方及びゲルマニアの住民は、元來狩獵民であつた。そしてローマ人によつて征服されたゴール人は、農民或は市民であつた。狩獵民は常に武裝してゐるので必然的にいつも繼續的な骨の折れる仕事に従事する耕作人や牧人を制壓することとなつたし、況や家庭内において穩和に暮してゐる市民を征服することは一層容易であつた」(註二)

爰に我々はヴァルテールにありて、やはりゴール人がゲルマン人よりも愛すべき平和的民族として考へ

られてゐることに注意しなければならぬ。そのみならず我々は、上代フランスに關するヴォルテールの所論の中に、「ゴール人意識」とも稱すべきものの存在を否定し得ないであらう。このことは既に引用した諸文によつても大體明かであるが、なほ若干の例證を擧ぐれば、「習俗論」の中に次のやうな記述がある。曰く「カール・マルテルの父ピピン——この人物は、王となつた今一人のピピンの祖父であるが——に至るまでは、司教たちは政治に少しも參與しなかつた。司教たちはフランク族の集會 (*Les assemblies de la nation franque*) に全然列席しなかつた。彼らは悉くゴール人かイタリヤ人か、いづれかであつてこれらの民は隸農 (*serfs*) と見做されてゐたからである」と。^(附註) また同書においてカール大帝の文運復興について述べた際にも曰く、

「フランスの諸教會には詠歌隊員がゐるが、この際注意すべきは、彼らが『ゴール人詠歌隊員』と呼ばれてゐたことである。(ce qui est à remarquer, c'est qu'ils s'appelaient *chantres gaulois*.) 征服者たるフランク族は、何らの藝術をも修めてゐなかつたからである。これらのゴール人は今日におけると同じく、ローマ人たちとその歌の巧みさを競ふつもりでゐた。大(グレゴリオ)と呼ばれた聖グレゴリオに世人が歸してゐるグレゴリアン音楽は、相當に價値のあるもので、その單純さのうちに或る氣品をもつてゐた。ゴール人詠歌隊員は、古代のアルファベット式音符に全く不慣れたつたので、實はその歌を改悪してゐたのであるが、彼らはそれを美化したと思つてゐた。カール大帝はそのイタリヤ旅行の或るとき、彼らをして師匠たちの音楽に従はしめた。法王アドリアンは彼等に音符のついた歌の本

を興へ、またイタリヤ人音楽家二人が、一人はメツツ、も一人はソワツソンにあつてアルファベット音符を教へることになつた。^(五五)

更に「哲學辭典」の「フランス國民について」の項には、次のやうに述べてゐる。

「ローマ人がガリアと呼んでゐた初期ヴェルシュ人の地方にフランク族が居を定めたとき、國民は、シーザーに征服された古ケルト人即ちゴール人と、同地方に定住してゐたローマ人の諸家族と、既にこの地に移住して來てゐたゲルマン人と、そして最後に首領クローヴィスの下にこの地方を支配することになつたフランク族とから構成されてゐた。ゴールとゲルマニアとを結合せる君主國の存立した限り、ヴェーゼル河の源流からゴールの海に至るまで、あらゆる民族はフランク人といふ名を佩びた。しかし八四三年にヴェルダン會議でシャルル禿頭王の下に、ゲルマニアとゴールとが分離するや、フランク人といふ名稱は西部フランスの諸族に残り、この地のみが『フランス』の名を保持したのである。フランス人といふ名稱は十世紀頃までは殆ど知られてゐなかつた。この國民の根柢はゴール人の諸血族にあつて、古代ゴール人の性格の痕跡は、常に存続したのである。(Le fond de la nation est de familles gauloises, et les races du caractère des anciens Gaulois ont toujours subsisté.) (中畧) フランス人の根柢は今日といへども、シーザーがゴール人を描寫した通りであつて、決斷が速く、抗争に熱烈で、攻撃に際しては慍悍であるが、たやすく落膽する。シーザーやアガティアスその他の人々は、すべての蠻民の中でゴール人が最も開けてゐた、と云つてゐる。最も文化の進んだ今日示において

いなほ、フランス人は、時としてその輕佻と性急と蠻性の殘餘をすけれども、禮節において隣邦人の範となつてゐる。」(冊六)

同じく「哲學辭典」サリ法の項には、基本法について述べた際に、かう云つてゐる。「あらゆる國々の基本法は、もしパンがほしければ、麥を播くべく、もし布がほしければ、亞麻と大麻とを栽培すべきこと、また各人はその畑が男の子のものであらうと、娘のものであらうと、こに角自分の畑を自由にし得ること、更に半野蠻なるゴール人 (le Gaulois demi-barbare) は、完全に野蠻なるフランク族 (Francs, entièrement barbares) が自ら耕作のすべを知らぬメイン河畔の地を出て、彼らの收穫や家畜を奪ひに来るやうな場合、これを悉く殺すべきこと、である。けたし、さもなくばゴール人がフランクの隸農となるか、或はフランクのために謀殺されるであらうから」と。(冊七) また同辭典「シーザー」の項には、フランスの到るところで人々がシーザーの遺跡を有することを誇りとしてゐるのに對して、皮肉を云つてゐる。「各州がその隣州に向つて、シーザーが自分たちに屈辱を與へた時期の早いことを競ひ争つてゐる。曰く、我々の首を斬りに來るために、また我々の妻や娘を愛撫するため、通譯者によつて法律を我々に押しつけるため、そして我々の持つてゐる極く僅かの金錢を我々から取上げるために、彼が通過したのは別のこの道である、と。印度人の方が我々より賢明である。けたし、既に我々が上に見來たやうに彼らはアレクサンドルといふ名の大盜賊が、他の盜賊どもの後から自分たちのところを通つたことを漠然と知つてゐるだけで、そのことについては殆ど語ることがないからである」と。(冊八)

かくの如くしてヴアルテルは、フランス教會における「ゴール人詠歌隊員」に注目し、上代フランス國民の構成については、あくまでゴール人を以て、その根柢をなすものと主張し、ゴールの性格を當代のフランス人のうちにも見出さうとしてゐる。彼はまた他の場合に屢々、ゴール人がローマの文化に浴したことの幸福を力説したのであるが、シーザーに對する佛人の態度については、ゴール人の立場からその無自覺を嘲笑したのである。

四

以上我々はヴアルテルの上代フランス觀、別してそのフランク及びゴール人に對する所論を顧ることによつて、彼におけるゴール人意識とも云ふべきものの存在に到達したのであるが、しからばかくの如き彼の態度は、フランス上代觀の變遷において、いかなる地位を占め、いかなる意義を有するものであらうか。この問題は本稿のはじめにも觸れた如く、フランス史の理念或は映像の發展、フランス史・觀の變遷といふ大きな問題につながるものであつて、これが完全なる究明は淺學なる私の到底企て及ぶところでないが、ただヴアルテルのかうしたゴール人意識が、かの十六世紀以來のゴール主義の傳統に立つものであり、或は少くともこれと一脈の連絡を有するであらうといふことは、容易に想像される。

ユベール・デローがその「フランスにおける古代派と近代派の論争」において述べてゐるやうに、百年戰役及びその後の物質的・精神的復興に伴つて、フランス人の國民的感情、愛國的矜持は著しく昂まつ

て來たが、更に十六世紀に入ると、ゴール人禮讚の史論が頼しく現れて來る。その或る者は、ゴール人を以て舊約聖書におけるユダヤ民族の役割に比較し、選ばれたる民として世界史上に活躍するものと考へ、またゴール人の起原は、ノアの子ヤペテの長子ゴメル (Gomer) に發し、このゴメルの異名が即ちガルス (Gallus) であつて、それは「大洪水からの救助」を意味し、しかもこのゴール民族はユダヤの民と異つて眞の神に對する忠誠を失はなかつた、と論ずる。また或る者はゴール人の祖先をトロヤ人に更に或る者はこれをギリシヤ人に歸し、いづれもゴール人の光榮を讃へようとした。かのボーダン (Bodin) の如きも、ケルト人はローマ人よりも遙か以前にその武名高く、彼らはまたギリシヤ・スペイン・ゲルマニヤにも植民したと考へてゐた。十七世紀に至つてもかうしたゴール思想は多くの辯護者を見出したのであつて、なかんづくジャック・ドゥ・シャロン (Jacques de Charon) はその「あらゆる民族殊にゴール人即ちフランス人の世界史」(Histoire universelle de toutes nations, et spécialement des Gaulois ou François. Paris 1621) において、「ゴール人の祖はノアの子孫に發すると主張し、彼らはヨーロッパ・アジア・アフリカにも居住し、ギリシヤ人ローマ人以前に既に哲學文學を解した、としてゐる。^(并九)もとよりヴォルテールはかくの如き荒唐無稽の論を以てゴール人の光榮を高めんとする「汎ゴール主義者」(Pangalliste) ではなかつた。彼は「哲學辭典」ケルト人の項において「世人は我々に、ノアの子ヤペテが方舟から出ると、時を移さずケルト人たちを廣大な地方に住せしめて、それらの地方を驚嘆に値するほど立派に統治したと告げることを怠らなかつた」と述べて、これを嘲笑してゐる。^(四七)しかしながら

上に見て来たやうなヴァルテールのゴール人觀乃至ゴール人意識に、かくの如き十六・七世紀の汎ゴール主義が何らの作用をも及ぼさなかつたとは云ひ得ないであらう。

しかし更に、かうしたヴァルテールの上代フランス觀は、彼の後におけるフランス上代史觀といかなる關係に立つであらうか。有名なシスモンディの「フランス人史」(一八二一年刊)第一卷には、次のやうな言葉が見える。

「その性格に相似點なく、その制度に至つては絶対に相異なる二つの民族 (*deux nations*) 即ちゴール民族とフランス民族 (*la Gauloise et la Française*) が、アルプス及びラインからピレネー及び二つの海まで擴がつてゐるこの美しい國土に、相次で起つて來た。一方の歴史は、他方のそれとは獨立したものであつて、各々それ自體において完全である。かく云へばとて、後にフランス人 (*Français*) と呼ばれた人々の中に、古代ゴール人から起原を發する者がないとか、或はまた、この地方の住民の血統が完全に一新されたといふ譯ではない。しかしゴールの地は二度野蠻の中に沈められて、二度とも異つた道を通つてそこから脱して來た。凡そ民族 (*les peuples*) は個人とひとしくその生命を有する。それが再開する度毎に、舊きものに次で起り來るものは、別個の民族 (*nation*) である。即ちこの生命を形成するものは、知識・公德・民族的感情・文化などの、遲速ある不規則な進歩である。この進歩は、一つの民族の幼年期・青年期・壯年期、そしてそれが終ると老衰を、次々と我々に示して呉れる。この生存の連續性、この民族的生命 (*vie nationale*) の統一性がフランス人に存在するのは、キ

リスト紀元の第五世紀以來である。ヨーロッパのいかなる他の民族ナシオンも、これほど永い生を享け、これほど永い思出の連續性を有したものはない。フランス人の歴史をゴール人のそれと混同することは、フランス人の歴史の特性を示すこの統一性を當初から喪失せしむることである。」

この際シスモンディはヴォルテールの上代フランス観のものには少しも言及してゐない。しかし彼がフランス的ナシオンとゴールのナシオンの區別をかほどに力説してゐるのを見ると、ヴォルテールの態度が、少くとも彼の攻撃目標の一部をなしてゐるのではないかとも思はれる。しかしながらシスモンディも亦、ゴールの特性を無視するものではなかつた。なるほど彼は「ゴール人の歴史は紀元後の第一世紀を以て終り、フランス人の歴史は漸く第五世紀に始まる。四世紀の間隙が兩者を分つてゐるが、この間隙の間において、ゴールには民族的精神なく (*sans esprit national*)、固有の政府なく、意志も生命もなくただローマ帝國の一屬州たるに過ぎなかつたけれども、この四世紀の間隙は重要であつて、よく認識する必要がある」と述べて、唯この年月の間に獲得された色々の習慣が、新たなナシオンの上に久しく大きな影響を與へたことのみを強調する。しかしシスモンディによれば、「クローヴィスは蠻族の長であつて、この蠻族を臣民たちは常に外國人 (*étrangers*) と見做してゐた」のであり、「彼の侵入前にこれらの地方に住んでゐたゴール人或はローマ人に彼を結びつける直接の紐帶は、何一つとして存しなかつた。」カール大帝に至つても、ゲルマン人と先住のゴール人やローマ人との關係は、調和を闕いてゐた。「カール大帝の一門は、ゲルマン諸部族の武力によつて勃興したものであり、カールも殆ど専ら彼らの間にお

いて生活してゐたから、彼は自分の軍隊に、また國家及び教會の要職には、彼らのみを任命した。そこでゴールの住民は壓迫された感じを懷いてゐたが、カール大帝の治世中は敢て動搖しなかつた。ルイの治世には前代に比して不平を云ふべきことは少かつたのであるが、彼らは一層勇氣を出した。彼らはゲルマン諸族の束縛を脱するために、王室の不和を利用した。彼らは不満を有する王族と共同戦線を張つて、皇帝の權威に對する一切の攻撃を援助した。「かくの如くして帝國は東西に分裂し、東部はゲルマン語を話すもので、従來はほとんど専らフランク人と呼ばれてゐたが、この當時再びゲルマン人といふ普遍的名稱を用ゐるか、或は東部フランク人 (Franks orientaux) と稱するやうになる。西部はラテン語から來たロマン語を用ゐるもので、ゴール人、アキタニヤ人、イタリヤ人がそれである。「ゴール人たちは三世紀以上の間彼らの國土の征服者が有した赫々たる武名を放棄するに忍びず、自らラテン語でフランクシー (Franci) と稱し、國名をフランシヤ (Francia) と呼んだ。」^(四十二)

従つてシスモンディも亦、フランスの基礎をゴール人に認むるものと云はねばならぬ。かくの如くしてヴォルテールとシスモンディの間には、確證を闕くけれども、何らかの積極的乃至消極的の關係が存在するやうに考へられる。なほ、かくの如き上代フランス觀、或は廣くフランス史の理念がこの後いかに發展して行つたかは、非常に興味ある問題であるが、この問題の究明は他日を期して、爰に拙き小稿を終ることをする。

註 (一) Tableau de la littérature française, XVII^e-XVIII^e siècles, 1940, p. 271.

- (11) G. Lanson, *Histoire de la littérature française*, 1924, p. 704.
- (12) Lanson, *Voltaire*, p. 119. ソノミの「ヴォルテールとその世紀」に於て「ルイ十四世の世紀を指して「勿論ここでは彼の好みの諸理念が見出される。即ち寛容と平和愛との禮讃、安寧の擁護、文藝への熱愛、世界公民的精神 (Weltbürgergeist) がそれである」と述べてゐる。Georg Brandes, *Voltaire und sein Jahrhundert*, II, 209.
- (13) Lanson, *Voltaire*, p. 127.
- (14) Fr. Meinecke, *Die Entstehung des Historismus*, I, 119.
- (15) Lanson, *Voltaire*, pp. 113 sq., 116.
- (16) E. Fagnet, *Dix-huitième siècle, études littéraires*, p. 277.
- (17) P. Sakmann, *Voltaires Geistesart und Gedankenwelt*, 1910, S. 295.
- (18) *Oeuvres de Voltaire*, par M. Beuchot, 1840, XXXI, pp. 371—373.
- (19) *ibid.*, pp. 373—378.
- (20) Sakmann, *op. cit.*, 312.
- (21) *Oeuvres*, XXXIX, pp. 470 sq.
- (22) *ibid.*, L, pp. 118 sq.
- (23) *ibid.*, XXXIII, pp. 37 sq.
- (24) *ibid.*, XXXVII, p. 42.
- (25) *ibid.*, XXXIX, pp. 472 sq.
- (26) *ibid.*, XV, pp. 417 sq.
- (27) *ibid.*, XXXIX, p. 476.
- (28) K. Breyssig, *Die Meister der entwickelnden Geschichtsforschung*, 1936, S. 78.
- (29) *Oeuvres*, XV, p. 432.
- (30) *ibid.*, XXXIII, pp. 57, 61.

- (#1) *ibid.*, p. 51.
- (#3) *ibid.*, p. 57.
- (#4) *ibid.*, pp. 58 sq., 67.
- (#5) *ibid.*, XV, pp. 247-249.
- (#6) *ibid.*, XXVII, pp. 533 sq.
- (#7) *ibid.*, pp. 557 sq.
- (#8) Breyfig, *op. cit.*, 75.
- (#9) *Oeuvres*, XV, p. 250.
- (#10) *ibid.*, XXVII, pp. 535 sq.
- (#11) *ibid.*, XXIX, pp. 488, 491.
- (#12) *ibid.*, XV, pp. 251 sq.
- (#13) *ibid.*, pp. 423 sq.
- (#14) *ibid.*, p. 422.
- (#15) *ibid.*, pp. 432 sq.
- (#16) *ibid.*, XXIX, pp. 477 sq.
- (#17) *ibid.*, XXXI, p. 57.
- (#18) *ibid.*, XXVII, pp. 557 sq.
- (#19) Hubert Gillet, *La querelle des Anciens et des Modernes en France*, Paris 1914, pp. 3, 135—140. 註一 マンのナルト族意識については小林秀雄氏「フランスマンとシヤン・ネーダン」(史苑第十卷) 111—114、116頁参照。
- (#20) *Oeuvres*, XXVII, p. 534.
- (#21) *Simonde de Sismondi, Histoire des Français*, Paris 1821, I, pp. 1 sq.
- (#22) *ibid.*, I, pp. 8, 192 sq. II, pp. 8—10.